

# 規律委員会設置運営規則

(平成30年8月1日制定)

## (目的)

第1条 この規則は、規律委員会の適正な業務運営を行うことにより、一般社団法人電子決済等代行業者協会(以下「本協会」という。)において、会員の業務の適切な実施のための指導、勧告、その他の処分(以下単に「処分等」という。)に至る手続の適正化を図るために必要な事項を定める。

## (規律委員会)

第2条 本協会は、前条の目的を達成するため、規律委員会を設置する。

## (規律委員会の審議事項)

第3条 規律委員会は、次に掲げる事項に関し、理事会の議決に基づく代表理事の諮問に応じ、正会員の処分規則第7条第1項各号に規定する処分等の種類及び程度を審議する。

- (1) 会員が、銀行法に基づく罰則、命令又は処分を受けたとき。
- (2) 会員に、法令、本協会の定款、自主規制規則その他の規則に違反する行為があったとき。
- (3) その他会員の行為が、本協会の目的に鑑みて適当でないと認めるとき。

## (委員)

第4条 規律委員会の委員の数は、7名以内とする。

- 2 規律委員会の委員は、理事、協会の役職員、有識者、実務経験者のうちから、理事会において選任する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠のために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第9条第2項の決議にあたり特別利害関係がある委員が複数ある議事があることが判明した場合には、委員長は理事会に、当該議事に関し委員として委員会に参加できる臨時委員を選任するよう求めることができる。
- 5 前項の臨時委員は、既に7名の委員が選任されている場合であっても、選任することができる。
- 6 臨時委員の任期は、臨時委員が参加する議事の議決がなされるまでの期間とする。
- 7 臨時委員は、自らが選任された議事との関係でのみ委員とみなされ、会議に出席できる。

## (委員長)

第5条 委員長は、代表理事が理事会の承認の決議に基づいて委員のうちから選任する。

- 2 委員長は、委員会の議長となり、委員会を主宰する。

## (副委員長)

第6条 規律委員会に副委員長1名を置く。

- 2 副委員長は、委員長が規律委員会の決議を得て委員のうちからこれを選任する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行ない又は代理する。

(委員会の招集)

第7条 規律委員会は、次に掲げる場合に委員長が招集する。

- (1) 代表理事から諮問があったとき。
- (2) 委員の3分の1以上から委員会の目的たる事項を示して請求があったとき。

(定足数)

第8条 規律委員会は、議決権を有する委員（本項及び次項において臨時委員を含む）の過半数の出席がなければ議事を開き、決議を行うことができない。

(決議)

第9条 規律委員会の議事は、出席委員の議決権の過半数をもってこれを決する。

- 2 委員は、各1個の議決権を有する。ただし、決議すべき事項について特別の利害関係を有する委員は、議決権を有しない。

(書面による規律委員会)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、規律委員会の招集を行わず、書面による決議の方法により委員の意見を求めることにより、規律委員会の決議に代えることができる。

- 2 前条の規定は、前項の場合における決議において準用する。

(議事録)

第11条 規律委員会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数
- (3) 出席した委員の数及び氏名
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過の概要

- 2 前条第1項に規定する書面による規律委員会の議事録のうち前項第4号及び第5号に規定する事項については、同条に規定するその付議議案について確認を得た書面をもってこれに代えることができる。

(委員以外の者の出席)

第12条 代表理事は、委員会に出席し意見を述べることができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、調査又は監査に携わった事務局役職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、規律委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

附 則

この規則は、理事会の決議の日(平成30年8月1日)から施行する。

令和4年12月22日 一部改正